

環境配慮促進法の施行状況の評価に当たっての論点

※想定される論点を例示したものであり、論点はこれに限られるものではない。

1. 総論

(1)環境配慮促進法は、環境報告書の普及促進と信頼性向上のための制度的枠組みの整備や特定事業者に対する環境報告書の作成・公表の義務付け等について規定し、これらの措置によって、国民や事業者が投資や商品購入を行う際に、事業者の環境への配慮の状況を考慮するように促し、事業者の自主的な環境配慮の取組を促進することを狙いとしている。こうした観点から、現在の施行状況をどう評価するか。

2. 特定事業者による環境報告書の作成・公表と信頼性向上

- (1)法に基づき、特定事業者のすべてが環境報告書を作成・公表していることの成果・効果について、どのように考えるか。
- (2)特定事業者が作成している環境報告書について、「記載事項等」には概ね従って作成されているが、さらに、どのような改善が図られることが必要と考えるか。
- (3)特定事業者による環境報告書の信頼性向上措置の現状について、どう評価するか（第三者審査 3%、第三者意見 31%、自己評価 59%、いずれも実施せず 27%）
- (4)特定事業者の作成する環境報告書の質の一層の向上と更なる利用促進を図るため、いかなる措置を講ずるべきか。
- (5)特定事業者による環境報告書の信頼性向上の取組の促進を図るため、いかなる措置を講ずるべきか。

3. 大企業者による環境配慮等の状況の公表と信頼性向上

- (1)大企業者による環境報告書の作成割合・作成数は、環境配慮促進法施行前の平成 16 年に比べ増加（H16：31.7%、801 社 → H18：37.8%、1049 社）しているが、これをどう評価するか。
- (2)(社)日本経済団体連合会の「環境立国のための 3つの取り組み」（平成 16 年 1 月）において、「既に日本経団連の会員企業でも 300 社以上が環境報告書等を策定・公表しておりますが、日本経団連は 3 年倍増をめざして、さらに多くの企業が環境報告書や CSR 報告書などの策定・公表に取り組むよう、会員企業・団体に呼びかけるとともに、その動きをフォローアップしていきたい」とされていることのフォローアップが必要ではないか。
- (3)信頼性向上のための取組について、第三者審査が 17.9%、第三者意見が 27.8%、内部審査が 19.0%（計 64.7%）という状況について、どう評価するか。

(4)環境省の環境報告ガイドラインにおいては、環境報告書には以下の基本的機能があるとされている。

○事業者と社会とのコミュニケーションツールとしての外部機能

- ①事業者の社会に対する説明責任に基づく情報開示機能
- ②ステークホルダーの判断に影響を与える有用な情報を提供するための機能
- ③事業者の社会とのプレッジ・アンド・レビュー（誓約と評価）による環境活動等の推進機能

○事業者自身の事業活動における環境配慮等の取組を促進させる内部機能

- ④自らの環境配慮等の取組に関する方針・目標・行動計画等の策定・見直しのための機能
- ⑤経営者や従業員の意識付け、行動促進のための機能

これらを踏まえ、以下の点について、どう考えるか。

- 1)社会に対する説明責任の観点からは、例えば、いわゆる古紙偽装問題のように、環境に関する不祥事を引き起こした場合の環境報告書における記載について、どのように考えるか。（参考資料4参照）
- 2)ステークホルダーへの情報開示の観点からは、近年、環境金融の促進のためには企業のカーボンリスク等が投資家に適切に開示されるべきとの指摘が随所でなされている（改正地球温暖化対策推進法附則、自民党地球温暖化対策推進本部中間報告、低炭素社会づくり行動計画。参考資料3参照）。投資家の投資判断に資する企業の環境情報の提供媒体としては、有価証券報告書、環境報告書等が考えられるが、特に環境報告書におけるこうした情報の記載の在り方についてどう考えるか。
- 3)環境報告書を作成している企業のうち6割以上が社会・経済側面も含めたCSR報告書等といった形式で報告書を公表している。これに伴い、掲載すべき情報の全体量が多くなることから、環境面に関する記載が少なくなる場合も見られ、その結果、環境面における上記①～⑤の機能が弱まっているとの指摘があるが、どう考えるか。

(5)環境報告書の作成・公表と信頼性向上措置の促進を図るために、いかなる措置を講ずるべきか。

4. 環境報告書の第三者審査

- (1)環境報告書の信頼性を高める上での第三者審査の役割について、どのように考えるか。
- (2)環境報告書の第三者審査の現状について、どのように評価するか。
- (3)環境報告書の第三者審査を促進するため、どのような措置が考えられるか。

5. 国による中小企業者の環境配慮等の状況の公表への支援

- (1)エコアクション 21 のガイドラインは 2004 年に策定されているが、その後の状況変化（算定方法の変更等）、よりわかりやすくすること（「要求事項」と「より望ましい取組」の区別をわかりやすく記載する等）等の観点から、見直しを行うべきではないか。
- (2)エコアクション 21 の認証登録数のより一層の増加を図るため、いかなる措置を講ずべきか。

6. 国による環境報告書の利用促進措置

- (1)環境省は、環境報告書の収集・整理・閲覧に係る業務を行う者に関する情報の提供を行うとともに、環境報告書データベースについて、より使いやすく、利用価値が高いように、改善を図るべきではないか。
- (2)環境省は、環境コミュニケーションの取組促進と質の向上、環境報告書の利用促進を目的として、平成 9 年から環境コミュニケーション大賞を実施するとともに、併せて環境コミュニケーションシンポジウムを開催してきているが、既に 11 回開催していることを踏まえ、実施方法等について工夫すべきではないか。

7. 各省各庁及び地方公共団体による環境配慮等の状況の公表

- (1)各省各庁の長による環境配慮等の状況の公表については、地球温暖化対策推進法に基づく政府実行計画の実施状況の公表との重複は否めないものの、何らかの工夫を図ることができないか。
- (2)地方公共団体による環境配慮等の状況の公表については、その促進を図るため、どのような措置を講ずべきか。

8. 適切な環境表示の推進その他の環境情報の利用促進

- (1)消費者にわかりやすい適切な環境情報提供を促進するため、環境省は平成 20 年 1 月に「環境表示ガイドライン」を策定したところであるが、このガイドラインに基づく取組をどのように促進するか。
- (2)我が国においては、環境に配慮した商品、サービスを普及させるため、グリーン購入法に基づく国のグリーン購入の基準、(財)日本環境協会が実施しているエコマークの基準、民間におけるグリーン購入の取組を促進するために設立されたグリーン購入ネットワークによる購入ガイドラインが定められている。これらは、それぞれ目的、対象品目、基準が異なっているが、今後、消費者に一層わかりやすいものとし、消費者に適切な商品等の選択をしてもらうためには、こうした政策手法の間で、またエコアクション 21 など他の政策手法も含めて、どのように連携させていくことが有効か。

9. 環境金融の促進

- (1)環境と経済の好循環の実現には、環境に配慮した金融の取組を促進することが重要ではないか。そのため、有価証券報告書や環境報告書を通じた投資者への適切な情報提供を進めるべきではないか。また、年金の運用に当たっても、環境への配慮を組み入れるべきではないか。